

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を
改正する法律の一部の施行について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

なお、改正法に係る「建設業許可事務ガイドライン」及び「監理技術者制度運用マニュアル」の改正については、別途通知いたします。

【改正概要】

一 建設業法の一部改正関係

- (1) 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第19条第1項関係）
- (2) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第20条の2関係）
- (3) 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第25条の27第2項関係）
- (4) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第25条の28関係）
- (5) 監理技術者等の専任義務の合理化（第26条第3項関係）
- (6) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第26条の5関係）
- (7) 国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

- (1) 工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務（第13条第2項関係）
- (2) 施工体制台帳の写しの提出義務の合理化（第15条第2項関係）
- (3) 情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（第16条及び第17条第2項関係）

三 その他（改正法施行関係以外）

建設業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、以下の通り令及び規則が改正されました。

- (1) 技術検定の受験手数料の見直し（令和7年1月1日施行）
- (2) 建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和7年2月1日施行）
- (3) 国土交通大臣の監督処分に係る公告の方法の拡充
- (4) 「一」に掲げる以外の建設業法令遵守ガイドラインの一部改正
- (5) 建設業許可事務ガイドラインの一部改正

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp